センター（原子力事業者本店等）を通じ、オフサイト対応に関する情報については現地対策本部を通じて行うこととする。」に改め、「（③において単に「公示」という。）」を削り、「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に改め、「に設置するものとする」の次に「が、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置するものとする」を、「運営するものとする」の次に「ほか、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めの例により行うものとする」を加え、「○武力攻撃原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家を出席させ、その知見を十分に活用するよう努めるものとする。」、「○武力攻撃原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ地域ごとに国、地方公共団体及び関係機関が協議して定めておくものとする。」及び「○現地対策本部、応急対策実施区域を管轄する地方公共団体の対策本部、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者その他関係機関は、オフサイトセンター等において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民の避難及び退避の状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う応急対策について必要な調整を行うものとする。」を削り、「原子力安全委員会は、現地」を「原子力規制委員会は、現地」に改め、「活動については」の次に「、状況に応じ」を加え、「○関係都道府県は、通報を受けたときは、平時の原子力災害のための平常時モニタリングを強化し、結果を取りまとめ、対策本部、文部科学省、経済産業省及び国土交通省（更に現地対策本部が設置された場合は現地対策本部）に連絡するとともに、平時の原子力災害のための緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行うものとする。」、「○関係都道府県は、公示の発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、オフサイトセンター等に派遣した職員に対し連絡するものとする。」、「○原子力事業者は、通報を行った後においても、安全の確保に留意しつつ、敷地境界等における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を文部科学省、経済産業省及び国土交通省並びに関係地方公共団体（更に現地対策本部が設置された場合は現地対策本部）に定期的に連絡するものとする。」及び「○文部科学省、経済産業省及び国土交通省は、原子力事業者から連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び地方公共団体が取りまとめたモニタリングの結果等を取りまとめ、対策本部、関係指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。現地対策本部が設置された場合は現地対策本部が取りまとめ、対策本部及び応急対策実施区域に係る地方公共団体の対策本部に連絡するものとする。」を削り、「このほか、国〔」を「国〔原子力規制委員会、」に改め、「支援については」の次に「、状況に応じ」を加え、「実用発電用原子炉又は発電用研究開発段階原子炉」を「発電用原子炉又は試験研究用原子炉」に、「実用発電用原子炉等」を「発電用原子炉等」に、「経済産業大臣は、武力攻撃事態」を「原子力規制委員会は、武力攻撃事態」に、「経済産業大臣は、状況に」を「原子力規制委員会は、状況に」に改め、「○武力攻撃事態等において、試験研究用原子炉又は研究開発段階原子炉（発電用を除く。）を設置する原子力事業者は、文部科学大臣の命令又は自らの判断により、直ちに原子炉の運転を停止するものとする。」を削り、「実用発電用原子炉を」を「発電用原子炉を」に、「経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院〕と」を「資源エネルギー庁、原子力規制委員会〕と」に、「実用発電用原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「文部科学省、経済産業省、原子力安全・保安院、国土交通省」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院〕は」を「原子力規制委員会、経済産業省、資源エネルギー庁〕は」に、「対策本部長は、安定ヨウ素剤の予防服用等の応急対策の実施について、指導、助言又は指示する」を「対策本部長及び関係都道府県知事は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めの例により行う」に改め、「○対策本部長は、モニタリングの結果及びその評価に関する情報を把握し、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるときは、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用すべき時機を指示するものとする。」及び「○都道府県知事は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機を指示するものとし、市町村その他の関係機関と協力して、その他の必要な措置を講ずるものとする。」を削り、「⑥　飲食物の摂取制限」を「⑥　飲食物の摂取制限等」に、「は、必要に応じ、放射性物質等による汚染状況の調査、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について関係機関に要請するものとする」を「及び関係都道府県知事は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めの例により行うものとする」に改め、「○都道府県知事は、対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、必要に応じ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施するものとする。」を削る。

第４章第３節４中「原子力安全委員会」を「原子力規制委員会」に改める。

第４章第３節５中「広域緊急援助隊」を「警察災害派遣隊」に改める。

第４章第４節２中「十分考慮するものとする。」の次に次のように加える。

・国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em―Net）、全国瞬時警報システム（Ｊ―ＡＬＥＲＴ）、中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線等を中心に、霞が関ＷＡＮ、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備を行う。

第４章第５節１⑴中「、大豆」を削る。

第４章第７節２中「、大豆」を削る。

内閣府国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項及び第182条第２項の規定に基づく内閣府の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成25年3月27日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第１節４を次のように改める。

４　原子力防災専門官（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第30条第１項の原子力防災専門官をいう。以下同じ。）の対応に係る連絡体制及び参集体制の整備等

⑴　原子力防災専門官の事務

○　緊急時のための連絡網の作成等の連絡体制及び参集体制の整備

○　都道府県、指定地方公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備

○　平素における措置の推進（地方公共団体との平素からの調整等）

○　この計画の見直しに伴う業務内容等の見直し

○　その他国民保護措置の的確な実施に必要な事務

⑵　原子力防災専門官と関係機関との連携

○　内閣府本府は、地方公共団体の原子力防災に対する指導、助言及び緊急時における現地の情報の収集・連絡等の初期対応を行うため、原子力防災専門官と連携を図る。

第１章第２節４を削る。

第２章第２節１を次のように改める。

１　原子力防災専門官の武力攻撃原子力災害への対処

○　原子力防災専門官は、国民保護法第105条第１項前段又は第３項の規定による通報があったときは、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収集、地方公共団体の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うものとする。

国家公安委員会・警察庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく国家公安委員会及び警察庁の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成25年3月27日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

警察庁長官　米田　　壯